

令和3年度「高圧ガス製造事業者保安検査説明会」及び
「コンプライアンス・保安推進研修会」

最近の主な制度改正について (高圧ガス保安法関係)

高圧ガス保安法の主な制度改正(令和3年度)②

種別	年月日	番号等	内容
省令	2021年 2月22日	省令第5号 20210201保局第1号	スーパー認定事業者の軽微な 変更の工事の要件拡充等
通達	2021年 3月2日	20210224保局第1号	法定検査における新技術の 活用が可能であることの明確化
省令	2021年 3月29日	省令第20号、告示第57号 20210308保局第2号	コールド・エバポレータの 定義見直し等
通達	2021年 3月30日	20210324保局第2号	遠隔監視によるセルフ圧縮水素 スタンド
省令	2021年 4月23日	省令第44号 告示第105号 20210407保局第2号	特定不活性ガスの性能規定化

高圧ガス保安法の主な制度改正(令和3年度)②

種別	年月日	番号等	内容
省令	2021年 5月18日	省令第48号 20210407保局第3号 20210407保局第4号	刻印・表示方法合理化等
	2021年 9月9日	経産省ホームページ	高圧ガス保安法に基づく資格に係る旧姓使用について
省令	2021年 10月20 日	省令第76号 告示第216号 20211020保局第1号	冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和
政令	2022年 1月26日 3月28日	政令第32号 県条例第11号	高圧ガス製造保安責任者試験等の手数料の改定

1 スーパー認定事業者の 軽微な変更の工事の要件拡充等

スーパー認定事業者制度のインセンティブの強化を目的として、スーパー認定事業者が行う軽微な変更の工事の要件の拡充を図るために省令及び通達の改正がありました。

- ・特定設備の変更に係る所定の工事
 - ・配管等の変更に係る所定の工事
- 等が軽微な変更の工事に拡充されました。

2 法定検査における新技術の活用が可能であることの明確化

完成検査、保安検査の検査方法において、新技術の活用が可能である旨を明確化するために通達の改正がありました。

なお、検査にドローン等を活用する場合は、「プラントにおけるドローンの安全な運用方法に関するガイドライン」、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」、「プラント保安分野 AI 信頼性評価ガイドライン」等を参考に、安全に配慮して検査を行うこととされています。

3 コールド・エバポレータの定義見直し等

(1)－① コールド・エバポレータの定義見直し

定置式製造設備であるコールド・エバポレータ(CE)について、二重殻真空断熱式貯槽＋加圧蒸発器(＋送ガス蒸発器)のみで構成される定置式製造設備をCEと定義するよう、定義を明確化し、運用の統一を図ると共に関係規定の見直しがありました。

3 コールド・エバポレータの定義見直し等

(1)－② コールド・エバポレータの定義見直し

本件は、経済産業省ホームページ内で解説されていますので、御参考ください。

○改正内容の解説資料(2022年2月(修正版))

政策について > 政策一覧 > 安全・安心 > 産業保安 > 高圧ガス・コンビナートの安全 > 高圧ガスに関する規制について > その他

<https://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/hipregas/kisei/sonota_2.html>

※以前に掲載されていた解説から、主に処理能力の計算例について一部修正されていますのでご注意ください。

3 コールド・エバポレータの定義見直し等

(1)－③ コールド・エバポレータの定義見直し

処理能力については、三重県では、基本的には、従来どおりの計算によるものとしています。

なお、特段考慮すべき事情がある場合は、個別に協議させていただくこととしますが、その場合は、申請前の早めの段階で、御説明等をお願いします。

3 コールド・エバポレータの定義見直し等

(2) エアゾール等製品の表示等

整髪料、消臭剤、殺虫剤等として使用されているエアゾール内の高圧ガスは、その容器の内容積、圧力、注意事項の表示等について政令関係告示で定める要件を満たすことで、法の適用が除外されています。

今般、エアゾール等製品の適切な試験及び表示の実施を図るための改正がありました。

4 遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンド

(1) 顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせる 圧縮水素スタンドに係る技術上の基準に関する 詳細審査基準の見直し

令和2年8月に一般則第7条の4が改正されたことを受け、これら基準の適合性を評価する際の参考となる審査基準が、一般則例示基準に整備されました。

また、大臣認定試験者通達において、高圧ガス設備の試験及び製造に係る経済産業大臣の認定の適用範囲等に、一般則第7条の4の適用を受ける高圧ガス設備も対象に加えるための改正がありました。

4 遠隔監視によるセルフ圧縮水素スタンド

(2) その他

基本通達(特定設備検査規則関係)について、超高压で使用する高压ガス設備の設計等に関する引用規格が最新のものに改められました。

5 特定不活性ガスの性能規定化

今般、高圧ガス保安法令において規定する特定不活性ガスについて、今後も地球温暖化係数の低いフルオロカーボンが新たに開発・使用されていくことが想定されるため、掲名による規定から定量的な判定方法による規定（性能規定）に改めるため、省令、告示及び通達の改正がありました。

5 特定不活性ガスの性能規定化

特定不活性ガス

(改正後)

不活性ガスのうち、フルオロカーボンであつて、温度六十度、圧力零パスカルにおいて着火したときに火炎伝ぱを発生させるもの

(改正前)

不活性ガスのうち、次に掲げるもの

フルオロオレフィン千二百三十四yf

フルオロオレフィン千二百三十四ze

フルオロカーボン三十二

6 刻印・表示方法合理化等

(1) 改正の概要

超低温容器、金属ライナー製一般複合容器、液化石油ガス用一般複合容器において、刻印および表示の方法の規制合理化を行うため、省令及び通達の見直しを行いました。

また、昨年末をもって英国が欧州連合（EU）から正式に離脱したことを受け、現行規定の一部を見直しました。

6 刻印・表示方法合理化等

(2) 具体的な改正の内容

具体的な改正内容は下記4点。

- ① 超低温容器・金属ライナー製一般複合容器・液化石油ガス用一般複合容器における容器検査時の刻印について、アルミニウム箔に刻印する方式に加え、印字による表示も認める。
- ② 液化石油ガス用一般複合容器について、実測値に加え代表値による内容積の表示も認める。
- ③ 液化石油ガス用一般複合容器について、氏名等の表示において黒色のインクの使用も認める。
- ④ 英国の EU 離脱を踏まえた改正。

7 高圧ガス保安法に基づく資格に係る 旧姓使用について

2021年9月、経済産業省から各自治体に対し、次の旨が周知されました。

高圧法における国家資格は、製造保安責任者及び販売主任者が規定されており(高圧法第29条)、これらの資格については、高圧法上、その試験や免状に記載する氏名について旧姓の使用を制限する規定はなく、旧姓の使用が可能です。また、現在の性を旧姓に氏名変更することについても高圧法上、これを制限する規定はなく、旧姓への氏名変更が可能です。

8 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和

(1) 改正の背景

高圧ガス保安法施行令について、冷凍設備内における高圧ガスであるヘリウム、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン、窒素及び空気(以下「ヘリウム等」という。)について、二酸化炭素及びフルオロカーボン(難燃性を有するものに限る。)と同じ扱いとする旨の改正がされました。

これを踏まえ、省令、告示、通達の関連規定についても整理等を行いました。

8 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和

(2) 省令、告示の改正概要

① 不活性ガスの種類の追加

【冷凍則第2条第1項第3号】

不活性ガスの定義に、ネオン、アルゴン、クリプトン、キセノン、ラドン及び窒素を加えました。

② 冷凍保安責任者の選任範囲の変更

【冷凍則第36条第3項第1号】

ヘリウム等のガスの製造施設についても、規模が20冷凍トン以上50冷凍トン未満であれば、冷凍保安責任者の選任義務免除することとなりました。

8 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の 規制の緩和

(2) 省令、告示の改正概要

③ 冷凍施設に用いる機器の指定【冷凍則第63条】

ヘリウム等を用いる冷凍機器についても、規模が3冷凍トン以上5冷凍トン未満であれば、技術基準に従って製造する義務を免除することとなりました。

④ その他

【一般則第101条・第102条】

【製造細目告示第1条の9】

今回の政令改正を踏まえた省令・告示への委任根拠の改正や、表現の適正化を行われました。

8 冷凍設備内で使用されるヘリウム等の規制の緩和

(3) 通達の改正概要

ヘリウム等の扱いの整備【基本通達】

- ・法第13条の関係通達に、上記ガスを追加されました。
- ・冷凍能力の算定基準で、一部のヘリウム冷媒を使用する冷凍設備等について、今回基本通達に明記されました。
- ・冷凍則の貯蔵、販売、輸入検査の対象となる冷凍設備のガス種に上記ガスを追加し、政令の規定と同様の緩和措置が図られました。

9 高圧ガス製造保安責任者試験等の 手数料の改定

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部改正に鑑み、手数料の額を改定することとしました。

	改正前	改正後
製造保安責任者 乙種(化学・機械) 第二種冷凍機械	9,300円	11,600円
製造保安責任者 丙種化学(特別・ 液石)、第三種冷凍機械	8,700円	10,300円
第一種販売主任者	7,900円	9,000円
第二種販売主任者	6,200円	7,200円
液化石油ガス設備士	21,400円	23,200円